

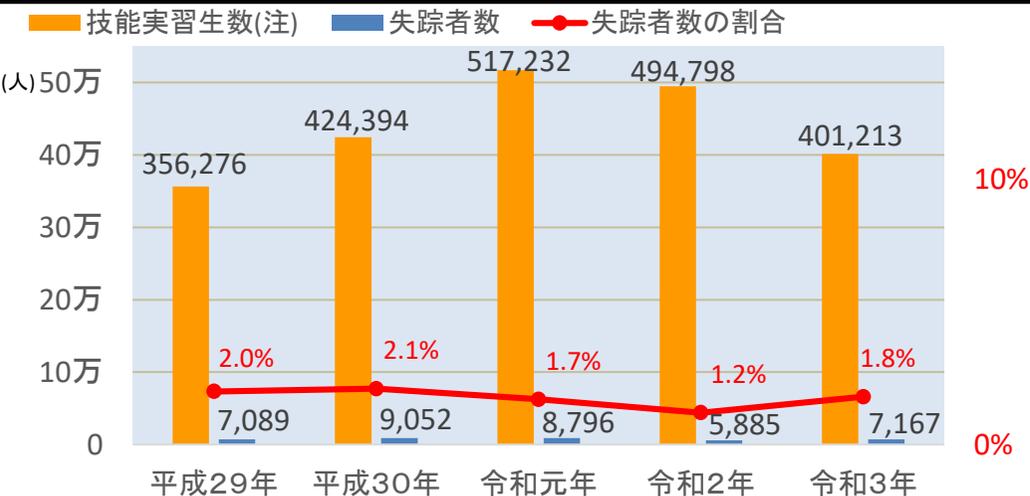
外国人技能実習生の在留に関する取組みについて

繊維産業における
外国人技能実習制度
理解促進セミナー講演資料

令和4年6月
大阪出入国在留管理局

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 母国語相談体制の充実
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

②実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和3年)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167
ベトナム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208
タイ	64	50	34	37	95	82	61	62	74
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1
ラオス	-	-	-	-	-	14	16	3	8
そ の 他	149	242	178	187	185	54	24	34	16

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「バングラデシュ」及び「ラオス」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「バングラデシュ」及び「ラオス」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

職種別・技能実習生失踪者数(令和3年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	587	
	2	畜産業	91	
		小計	678	
漁業関係	3	漁業	5	
	4	養殖業	50	
		小計	55	
建設関係	5	土木建築業	10	
	6	建築業	60	
	7	冷凍空調機器施工	25	
	8	建築器具製作	6	
	9	建築大工	157	
	10	型枠施工	477	
	11	鉄筋施工	394	
	12	とび	1,527	
	13	石材施工	18	
	14	タイル張り	32	
	15	かわらぶき	26	
	16	左官	94	
	17	配管	125	
	18	熱絶縁施工	28	
	19	内装仕上げ施工	165	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	149	
	22	コンクリート圧送施工	40	
	23	ウエルポイント施工	2	
	24	表装	26	
	25	建設機械施工	453	
	26	築炉	9	
			小計	3,838
	食品製造関係	27	缶詰巻締業	9
		28	食鳥処理加工業	29
		29	加熱性水産加工食品製造業	70
30		非加熱性水産加工食品製造業	144	
31		水産練り製品製造業	11	
32		牛豚食肉処理加工業	19	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	11	
34		パン製造業	21	
35		そう菜製造業	175	
36		農産物漬物製造業	3	
37		医療・福祉施設給食製造業	6	
		小計	498	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	
	39	織布運転	24	
	40	染色	5	
	41	ニット製品製造業	11	
	42	たて編ニット生地製造業	3	
	43	婦人子供服製造業	277	
	44	紳士服製造業	19	
	45	下着類製造業	6	
	46	寝具製作	7	
	47	カーペット製造業	0	
	48	帆布製品製造業	20	
	49	布はく縫製業	5	
	50	座席シート縫製業	23	
			小計	409
機械・金属関係	51	鋳造	44	
	52	鍛造	1	
	53	ダイカスト	11	
	54	機械加工	73	
	55	金属プレス加工	63	
	56	鉄工	84	
	57	工場板金	23	
	58	めっき	21	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	60	仕上げ	25	
	61	機械検査	36	
	62	機械保全	24	
	63	電子機器組立て	38	
	64	電気機器組立て	14	
	65	プリント配線板製造業	3	
			小計	461
その他	66	家具製作	32	
	67	印刷	22	
	68	製本	8	
	69	プラスチック成形	122	
	70	強化プラスチック成形	27	
	71	塗装	263	
	72	溶接	354	
	73	工業包装	132	
	74	紙器・段ボール箱製造業	26	
	75	陶磁器工業製品製造業	5	
	76	自動車整備	43	
	77	ビルクリーニング	74	
	78	介護	23	
	79	リネンサブライ	16	
	80	コンクリート製品製造業	9	
	81	宿泊	0	
82	RF製造業	0		
83	鉄道施設保守整備	0		
84	ゴム製品製造業	0		
		小計	1,156	
社内検定型	85	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72	
		合計	7,167	

職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	544	
	2	畜産業	101	
		小計	645	
漁業関係	3	漁業	8	
	4	養殖業	54	
		小計	62	
建設関係	5	土木建築業	5	
	6	建築業	44	
	7	冷凍空調機器施工	17	
	8	建築器具製作	3	
	9	建築大工	126	
	10	型枠施工	312	
	11	鉄筋施工	313	
	12	とび	979	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	26	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	82	
	17	配管	110	
	18	熱絶縁施工	11	
	19	内装仕上げ施工	131	
	20	サッシ施工	13	
	21	防水施工	106	
	22	コンクリート圧送施工	34	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	14	
	25	建設機械施工	322	
	26	築炉	7	
			小計	2,693
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工	30
		29	加熱性水産加工食品製造	60
30		非加熱性水産加工食品製造	147	
31		水産練り製品製造	16	
32		牛豚食肉処理加工	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	
34		パン製造	16	
35		そう菜製造	180	
36		農産物漬物製造	3	
37		医療・福祉施設給食製造	0	
		小計	507	
繊維・衣服関係	38	紡績連続転	18	
	39	織布連続転	20	
	40	染色	10	
	41	ニット製品製造	14	
	42	たて編ニット生地製造	4	
	43	婦人子供服製造	249	
	44	紳士服製造	18	
	45	下着類製造	4	
	46	寝具製作	2	
	47	カーベット製造	1	
	48	帆布製品製造	14	
	49	布はく縫製	4	
	50	座席シート縫製	23	
		小計	381	
機械・金属関係	51	鋳造	36	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカスト	9	
	54	機械加工	78	
	55	金属プレス加工	71	
	56	鉄工	58	
	57	工場板金	29	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	
	60	仕上げ	17	
	61	機械検査	32	
	62	機械保全	23	
	63	電子機器組立て	59	
	64	電気機器組立て	16	
	65	プリント配線板製造	7	
			小計	454
その他	66	家具製作	23	
	67	印刷	9	
	68	製本	11	
	69	プラスチック成形	114	
	70	強化プラスチック成形	8	
	71	塗装	212	
	72	溶接	281	
	73	工業包装	101	
	74	紙器・段ボール箱製造	30	
	75	陶磁器工業製品製造	6	
	76	自動車整備	27	
	77	ビルクリーニング	53	
	78	介護	7	
	79	リネンサブライ	17	
	80	コンクリート製品製造	0	
	81	宿泊	0	
		小計	899	
社内検定型	82	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	
		合計	5,885	

職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	924	
	2	畜産業	208	
	小計		1,132	
漁業関係	3	漁業	15	
	4	養殖業	97	
	小計		112	
建設関係	5	さく井	6	
	6	建築板金	39	
	7	冷凍空気調和機器施工	23	
	8	建築器具製作	13	
	9	建築大工	144	
	10	型枠施工	487	
	11	鉄筋施工	371	
	12	とび	1,420	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	43	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	100	
	17	配管	138	
	18	熱絶縁施工	15	
	19	内装仕上げ施工	137	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	147	
	22	コンクリート圧送施工	47	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	23	
	25	建設機械施工	386	
	26	築炉	0	
	小計		3,592	
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理工業	51
		29	加熱性水産加工食品製造業	155
30		非加熱性水産加工食品製造業	257	
31		水産練り製品製造業	25	
32		牛豚食肉処理工業	46	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	29	
34		パン製菓業	40	
35		そいう菜製菓業	276	
36		農産物漬物製菓業	5	
小計		890		
繊維・衣服関係	37	紡績運転	15	
	38	織布運転	22	
	39	染色	11	
	40	ニット製品製造	5	
	41	たて編ニット生地製	4	
	42	婦人子供服製	397	
	43	紳士服製	25	
	44	下着類製	9	
	45	寝具製作	18	
	46	カーペット製	3	
	47	帆布製品製	19	
	48	布はく縫製	7	
	49	座席シート縫製	21	
小計		556		
機械・金属関係	50	鑄造	57	
	51	鍛造	0	
	52	ダイカスト	15	
	53	機械加工	156	
	54	金属プレス加工	115	
	55	鉄工	77	
	56	工場板金	45	
	57	めっき	35	
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5	
	59	仕上げ	29	
	60	機械検査	30	
	61	機械保全	38	
	62	電子機器組立て	116	
	63	電気機器組立て	20	
	64	プリント配線板製造	3	
	小計		741	
その他	65	家具製作	42	
	66	印刷	22	
	67	製本	20	
	68	プラスチック成形	186	
	69	強化プラスチック成形	16	
	70	塗装	318	
	71	溶接	416	
	72	工業包装	108	
	73	紙器・段ボール箱製造	26	
	74	陶磁器工業製品製造	5	
	75	自動車整備	33	
	76	ビルクリニグ	37	
	77	介護	3	
	78	リネンサブライ	20	
小計		1,252		
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	
合計			8,796	

職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	1,142	
	2	畜産農	200	
		小計	1,342	
漁業関係	3	漁船	16	
	4	養殖	120	
		小計	136	
建設関係	5	土木	8	
	6	建築板金	32	
	7	冷凍空調機器施工	23	
	8	建築器具製作	8	
	9	建築大工	143	
	10	型枠施工	525	
	11	鉄筋施工	412	
	12	とび	1,389	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	36	
	15	かわらぶき	30	
	16	左官	125	
	17	配管	126	
	18	熱絶縁施工	19	
	19	内装仕上げ施工	155	
	20	サッシ施工	14	
	21	防水施工	158	
	22	コンクリート圧送施工	43	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	21	
	25	建設機械施工	332	
	26	建築	0	
			小計	3,615
	食品製造関係	27	缶詰巻縮	6
		28	食鳥処理加工	58
		29	加熱性水産加工食品製造	177
30		非加熱性水産加工食品製造	287	
31		水産練り製品製造	10	
32		牛豚食肉処理加工	54	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	33	
34		パン製	25	
35		そう菜製造	211	
		小計	861	
繊維・衣服関係	36	紡績運転	21	
	37	織布運転	27	
	38	染色	13	
	39	ニット製品製造	7	
	40	たて編ニット生地製造	2	
	41	婦人子供服製造	504	
	42	紳士服製造	28	
	43	下着類製造	4	
	44	寝具製作	7	
	45	力ベツト製	3	
	46	帆布製品製	45	
	47	布はく縫製	7	
	48	座席シート縫製	21	
		小計	689	
機械・金属関係	49	鑄造	59	
	50	鍛造	3	
	51	ダイカスト	12	
	52	機械加工	107	
	53	金属プレス加工	124	
	54	鉄工	82	
	55	工場板金	22	
	56	めっき	23	
	57	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	58	仕上	23	
	59	機械検査	31	
	60	機械保全	41	
	61	電子機器組立て	94	
	62	電気機器組立て	8	
	63	プリンター配線板製造	4	
		小計	634	
その他	64	家具製作	37	
	65	印刷	18	
	66	製本	23	
	67	プラスチック成形	155	
	68	強化プラスチック成形	13	
	69	塗装	300	
	70	溶接	405	
	71	工業包装	137	
	72	紙器・段ボール箱製造	15	
	73	陶磁器工業製品製造	2	
	74	自動車整備	16	
	75	ビルクリーニング	36	
		小計	1,157	
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618	
		合計	9,052	

職種別・技能実習生失踪者数(平成29年)

	番号	職	種	人数			
農業関係	1	耕種	農業	1,038			
	2	畜産	農業	169			
小計				1,207			
漁業関係	3	漁船	漁業	2			
	4	養殖	漁業	93			
小計				95			
建設関係	5	土木	建設	5			
	6	建築	板金	17			
	7	冷凍空調	機器施工	17			
	8	建築	製工作	11			
	9	建築	大工	90			
	10	型枠	施工	408			
	11	鉄筋	施工	328			
	12			894			
	13	石材	施工	21			
	14	タイル	張り	41			
	15	かわら	ぶき	35			
	16	左官	官管	75			
	17	配管	管	90			
	18	熱絶縁	施工	14			
	19	内装	仕上げ	134			
	20	サッシ	施工	7			
	21	防水	施工	97			
	22	コンクリート	圧送	42			
	23	ウエル	ポイント	0			
	24	表装	装	5			
	25	建設	機械	251			
	26	建築	施工	0			
	小計				2,582		
	食品製造関係	27	缶詰	巻縮	10		
		28	食鳥	処理	51		
		29	加熱性	水産加工	食品製造	149	
30		非加熱性	水産加工	食品製造	272		
31		水産	練り	製品製造	31		
32		牛豚	食肉	処理	加工	22	
33		ハム・ソーセージ	ベーコン	製造	28		
34		パン	製造	25			
35		惣菜	製造	123			
小計				711			
繊維・衣服関係	36	紡績	運転	13			
	37	織布	運転	13			
	38	染色	色	4			
	39	ニット	製品	製造	13		
	40	たて編	ニット	生地	製造	3	
	41	婦人	子供	衣服	製造	578	
	42	紳士	衣服	製造	30		
	43	下着	種類	製造	6		
	44	寝具	製作	8			
	45	力ベ	ット	製造	2		
	46	帆布	製品	製造	33		
	47	布	はく	縫製	4		
	48	座席	シート	縫製	11		
小計				718			
機械・金属関係	49	鑄造	造	50			
	50	鍛造	造	6			
	51	ダイ	カス	7			
	52	機械	加工	107			
	53	金属	プレス	加工	116		
	54	鉄	工	70			
	55	工場	板金	28			
	56	め	つ	き	16		
	57	アルミニウム	陽極	酸化	処理	3	
	58	仕上	検査	24			
	59	機械	検査	24			
	60	機械	保全	28			
	61	電子	機器	組立	114		
	62	電気	機器	組立	20		
	63	プリン	ト配線	板製	1		
小計				609			
その他	64	家具	製作	37			
	65	印刷	刷	19			
	66	製本	本	19			
	67	プラスチック	チック	成形	186		
	68	強化	プラスチック	成形	6		
	69	塗装	装	209			
	70	溶接	接	290			
	71	工業	包装	装	63		
	72	紙器	・段	ポール	箱製造	16	
	73	陶磁	器工業	製品	製造	0	
74	自動車	整備	備	4			
75	ビル	クリ	ー	ニ	ン	グ	5
76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)			313			
小計				1,167			
合計				7,089			

都道府県別失踪技能実習生数

都道府県名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総計	9,052	8,796	5,885	7,167
北海道	273	283	154	192
青森県	77	43	44	52
岩手県	79	65	31	38
宮城県	122	122	66	55
秋田県	15	14	24	39
山形県	40	48	46	49
福島県	91	86	57	77
茨城県	562	477	320	417
栃木県	141	152	94	131
群馬県	224	219	157	152
埼玉県	481	526	382	397
千葉県	496	550	357	384
東京都	598	538	367	385
神奈川県	367	355	275	336
新潟県	68	71	54	61
富山県	157	174	100	144
石川県	82	132	90	77
福井県	125	122	101	103
山梨県	25	35	31	38
長野県	189	196	89	100
岐阜県	360	278	208	215
静岡県	256	234	140	188
愛知県	833	729	517	572
三重県	165	178	134	141
滋賀県	61	52	64	56
京都府	82	95	94	76
大阪府	444	397	307	454
兵庫県	205	168	135	208
奈良県	61	60	37	63
和歌山県	22	17	23	28
鳥取県	53	47	15	32
島根県	37	48	35	37
岡山県	193	199	109	183
広島県	363	313	198	234
山口県	106	153	66	97
徳島県	97	78	31	81
香川県	175	156	64	80
愛媛県	128	109	71	133
高知県	46	47	20	36
福岡県	347	346	247	350
佐賀県	59	76	30	47
長崎県	108	90	59	78
熊本県	244	266	156	133
大分県	114	71	68	82
宮崎県	104	141	72	88
鹿児島県	111	168	92	121
沖縄県	66	72	54	127

(注) 都道府県は、実習実施者の所在地。



外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。

The image shows a video player interface. On the left, a kitchen scene with a chef. On the right, a blue background with text in Japanese and English. The text lists 10 languages: Vietnamese, Chinese, Indonesian, Filipino, English, Thai, Cambodian, and Myanmar. It also mentions '母国語相談' (Mother Language Consultation) and 'みなさんの母国語で相談を行うことができます' (You can consult in your mother language).

動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
 掲載リンク：http://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）

現状の取扱い (新型コロナウイルス感染症の影響による取扱い)

今後の取扱い

① 本国への帰国が困難な方

⇒ 「**特定活動（6か月・就労可）**」又は「**特定活動（6月・就労不可）**」への**在留資格変更が可能**
従前と同一の業務又は従前と同一の業務に係る業務で就労する場合に就労が認められるもの
※「**特定活動（6か月・就労不可）**」又は「**短期滞在**」等であって、本邦での生計維持が困難な場合は、資格外活動（週28時間以内を付与）※帰国できない事情が継続している場合は、更新も可能

1. 帰国困難の「**特定活動（6か月・就労可又は就労不可）**」を付与されていた方で現に有する在留期限が令和4年6月30日以降の方
 - a) **特定活動で在留している方**→「**特定活動（4か月）**」の更新許可
 - b) **短期滞在で在留している方**→「**短期滞在（90日）**」の更新許可

注1）現在許可されている範囲において引き続き就労できます。
注2）帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなります。今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。
注3）上記の許可に係る在留期間を満了した場合には、**在留期間の更新は認められません。**
2. 新たに帰国困難を理由として在留を希望する方
令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合には限り、上記1.の「**今回限り**」の措置を認めます。

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 「**特定活動（4か月・就労可）**」への**在留資格変更が可能**
※受検・移行ができるようになるまでの間

特段変更はありません。
※新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、自己の責めに帰すべき事情によらず技能検定等の受検が困難な方は引き続き対象となりますので、最寄りの地方入管へご相談ください。

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難又は帰国が困難となり特定技能への移行を希望する方

⇒ 「**特定活動（最大1年・就労可）**」への**在留資格変更が可能**
特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められるもの

1. 元技能実習生で「**特定活動（最大1年）**」を付与されていた方で現に有する在留資格が令和4年6月30日以降の方
⇒ 「**特定活動（4か月・就労可）**」の更新許可（今回限り）
2. 新たに技能実習の継続が困難又は帰国困難を理由として在留を希望する方
令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合には限り、「**特定活動（最大1年）**」への**在留資格変更許可（今回限り）**

④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 「**特定活動（4か月・就労可）**」への**在留資格変更が可能**
※「**技能実習3号**」を修了される方も対象であったもの

特段変更はありません。
※新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、「**特定技能**」への移行の準備が整っていない方は引き続き対象となります。
https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html